

# 「四日市市子ども計画（仮）」策定に向けて

## ● こども基本法の施行及びこども家庭庁の設置（令和5年4月1日）

### こども基本法 目的（第1条）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

法の目的を達成するため、こども政策を更に強力に進める  
新たな行政組織として「**こども家庭庁**」を内閣府の外局に設置

## ● こども基本法の6つの基本理念（第3条）

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1	すべてのこどもは大切にされ、 基本的な人権が守られ、差別されないこと。	4	すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、 意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって 最もよいことが優先して考えられること。
2	すべてのこどもは、大事に育てられ、 生活が守られ、愛され、保護される 権利が守られ、平等に教育を受けられること。	5	子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが 十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、 家庭と同様の環境が確保されること。
3	年齢や発達の程度により、 自分に直接関係することに意見を言えたり、 社会のさまざまな活動に参加できること。	6	家庭や子育てに夢を持ち、 喜びを感じられる社会を つくること。



出典：こども基本法パンフレット

## ● こども大綱（第9条）及び都道府県・市町村こども計画（第10条）

政府は、こども政策を総合的に推進するため、「こども大綱」を策定する（第9条第1項）

都道府県は、こども大綱を勘案して、「都道府県こども計画」をさだめるよう努めるものとする（第10条第1項）

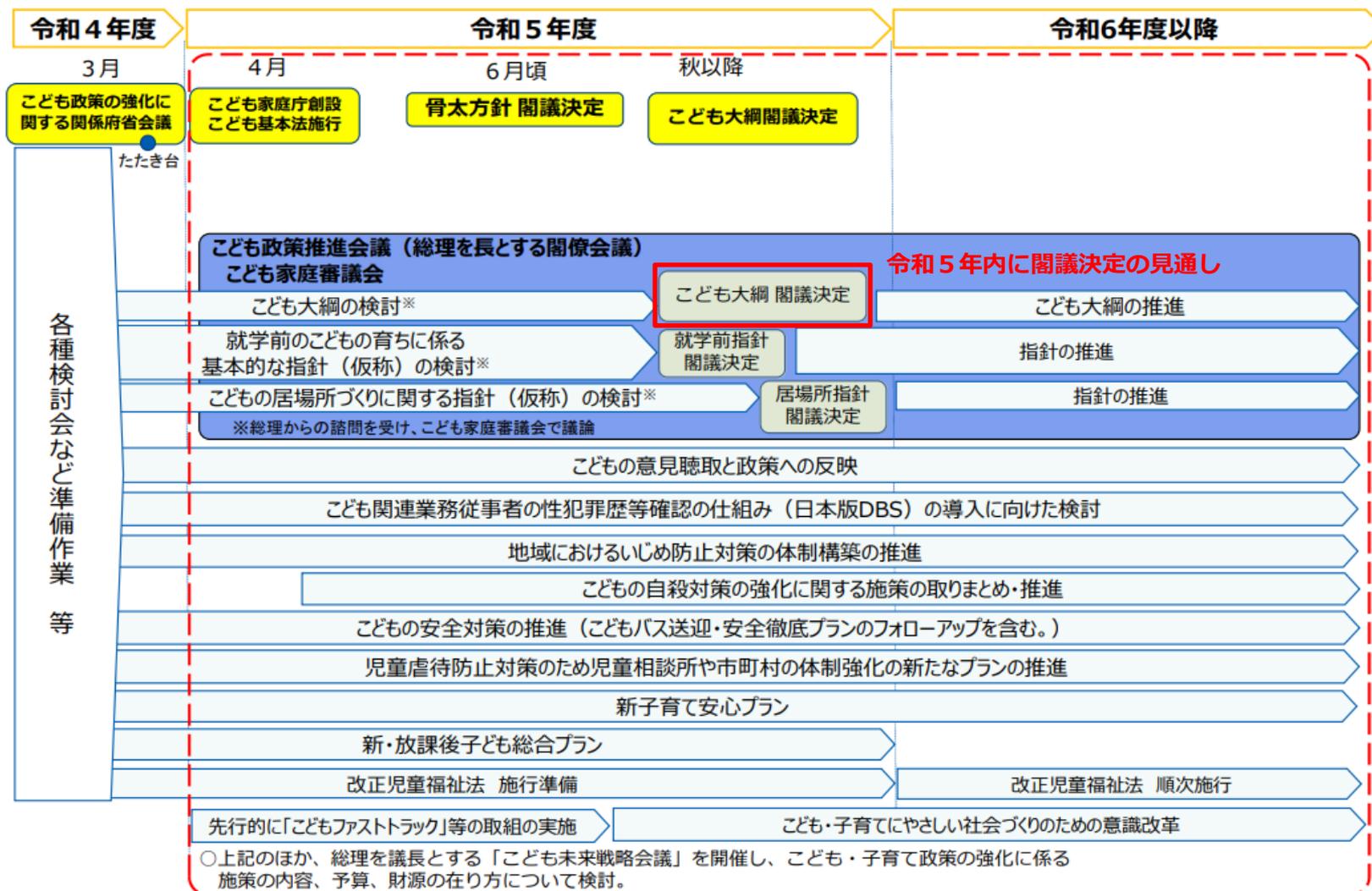
市町村は、こども大綱を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとする（第10条第2項）

## ● こども施策に対するこども等の意見の反映（第11条）

こども施策を策定・実施・評価するに当たっては、こどもや養育者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする

## ことども家庭庁関連施策の主なスケジュール（イメージ）

【参考資料5】



出典：ことども政策に関する国と地域の協議の場（第1回）参考資料5

こども大綱  
特徴

(こども基本法第9条関係)  
こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、**こども施策に関する基本的な方針、重要事項**を定めるものとなる。これまで別々に作られてきた既存の3大綱「**少子化社会対策大綱**」・「**子供・若者育成支援推進大綱**」・「**子供の貧困対策に関する大綱**」が束ねられ、こども大綱に一元化される。  
**こども・若者の意見反映**やこども・若者の視点に立ったEBPM (Evidence Based Policy Making) を推進する。

②こども大綱の枠組み

こども大綱の枠組み (案)

第1 はじめに

- ・こどもや若者、子育てを取り巻く現状
- ・こども基本法、有識者会議第2次報告書等を踏まえ、目指すべき社会像を提示

第2 基本的な方針

- ・有識者会議第2次報告書「こども施策の立案・実施に当たって踏まえるべき基本的な共通事項」をベースに基本的な方針を提示

第3 基本的な施策

- ・基本的な方針の下で進める施策の柱建てと方向性を提示
  - 全てのこども・若者の健やかな成長
  - 困難を抱えるこども・若者支援
  - 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会

第4 こども・若者の意見反映、こども・若者の視点に立ったEBPMの推進

第5 施策の推進体制等

- ・関係機関等との連携 ・調査研究 ・施策の点検・評価 等

別添1 施策の具体的内容

- ・上記第3で示した方向性の下での具体的施策を記載
- ・毎年、こども政策推進会議で改定することを想定

別添2 成果目標、指標

(参考) 既存3大綱の枠組み

子供・若者育成支援推進大綱

- 第1 はじめに
  - 第2 子供・若者育成支援の基本的な方針及び施策
  - 第3 施策の推進体制等
  - 別紙 施策の具体的内容
- ※大綱とは別にインデックスボードとして指標を公表

少子化社会対策大綱

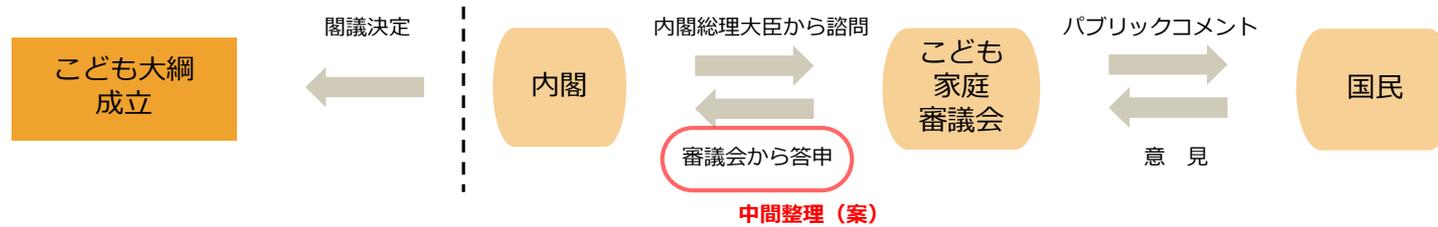
- I はじめに
- II 少子化対策における基本的な目標
- III 基本的な考え方
- IV ライフステージの各段階における施策の方向性
- V 施策の推進体制等
- 別紙1 施策の具体的内容
- 別紙2 施策に関する数値目標

子供の貧困対策に関する大綱

- 第1 はじめに
- 第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針
- 第3 子供の貧困に関する指標
- 第4 指標の改善に向けた重点施策
- 第5 子供の貧困に関する調査研究等
- 第6 施策の推進体制等
- 別添 子供の貧困に関する指標

出典：こども家庭審議会 基本政策部会 (第2回) 資料

- 「ことば大綱」閣議決定の流れ



- 今後5年程度を見据えたことば政策の基本的な方針と重要事項等～ことば大綱の策定に向けて～（中間整理）（案）とは・・・

中間整理（案）は、「ことば大綱」の閣議決定に向けて、有識者らが集まる「ことば家庭審議会」において基本的な方針や重要事項等を取りまとめたもの。

**現時点で最も「ことば大綱」に記載が想定される内容が示されたもの**であり、パブリックコメントの意見を踏まえて、「ことば家庭審議会」が修正し、内閣へ答申すると想定。

### 中間整理（案）に記載されている内容（一部抜粋）

#### 第2 ことば政策に関する基本的な方針

- ことばの権利、多様性の尊重
- ことば・若者、子育て当事者の意見反映
- 切れ目のない支援
- 良好な成育環境の確保、格差や貧困の解消
- 若い世代の生活基盤の安定、結婚、子育てへの希望の形成

#### 第3 ことば政策に関する重要事項（一部）

- ことばの人権尊重
- 遊びや体験活動の推進
- 生活習慣の形成・定着
- ことばまんなかまちづくり
- ことば・若者が活躍できる機会づくり
- ジェンダーギャップの解消
- プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等
- 慢性疾病・難病を抱えることば・若者への支援
- ことばの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児への支援
- 児童虐待防止対策等の更なる強化
- 社会的養護を必要とすることば・若者に対する支援
- ヤングケアラーへの支援
- ことば・若者の自殺対策
- ことばが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- ことば・若者の性犯罪・性暴力対策
- 犯罪被害、事故、災害からことばを守る環境整備
- 非行防止と自立支援

第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画（令和5年3月中間見直し）

・根拠法 子ども・子育て支援法

基本理念 子どもと子育てにやさしいまち四日市

基本方針  
 ① 子どもの人権を尊重し、子どもの視点にたって、健やかな成長をはぐくみます  
 ② 家庭の子育ての力をはぐくみ、子育てが家庭を支えます  
 ③ 地域や社会全体で男女が共同して、子どもの成長と子育てを支えます

基本目標①

みんなで支えあい子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち

- (1) 就学前教育・保育の充実
- (2) 子育てが家庭への支援
- (3) 心身の健やかな成長を育む環境づくりの推進

基本目標②

親と子が安心して自立した生活を送れるまち

- (1) 社会的な養育や支援の必要な子どもや家庭へのきめ細かな支援
- (2) 発達支援の必要な子どもや家庭へのきめ細かな支援

基本目標③

安心して子どもを産み育てられるまち

- (1) 安心して妊娠・出産ができる環境の充実
- (2) 親と子の健康確保と安心して育児ができる環境の促進

推進施策

- ① 保育サービスの充実
- ② 教育・保育環境の向上
- ③ 幼保こ小中連携の促進

- ① 子育て支援サービスの充実
- ② 子育てに関する相談事業の充実
- ③ 男女共に子育てを行う意識啓発
- ④ ワーク・ライフ・バランス促進
- ⑤ 子育てに関する情報提供
- ⑥ 子育ての経済的な負担の軽減

- ① 子どもの人権尊重
- ② 自立した子どもの育成
- ③ 家庭・地域での子育て力の向上
- ④ 地域で子どもを見守る活動推進

- ① 児童虐待防止対策の強化
- ② ひとり親家庭の自立支援の推進

- ① 途切れない支援の充実
- ② 質の高い専門的な発達支援

- ① 安全な妊娠・出産への支援
- ② 妊娠期からの相談体制の充実

- ① 乳幼児の健康診査・予防接種
- ② 妊産婦・乳幼児の歯科保健対策
- ③ 望ましい生活習慣の推進

子どもの未来応援計画（R5.3で追加）

※子どもの貧困対策計画（四日市市Ver.）

重点施策

- (1) 子どもへの教育・学習支援
- (2) 家庭への生活支援
- (3) 保護者への就労支援
- (4) 子育て世帯への経済的支援

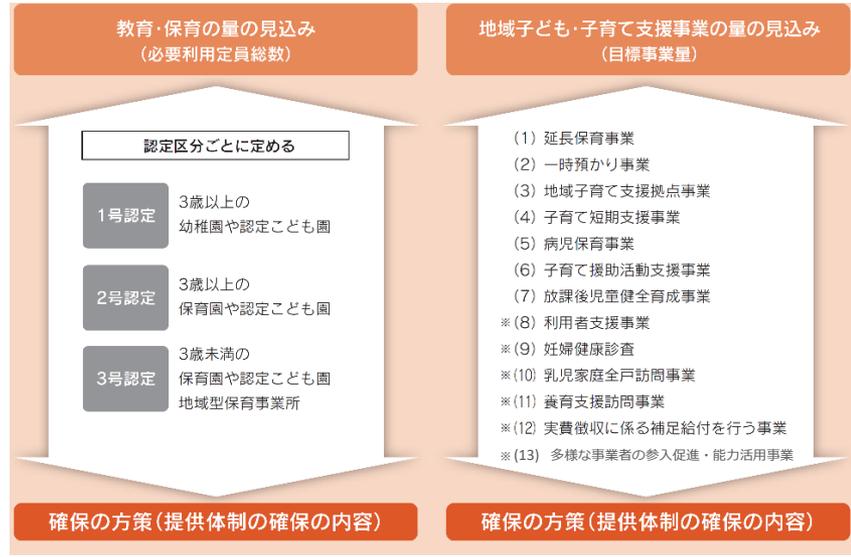
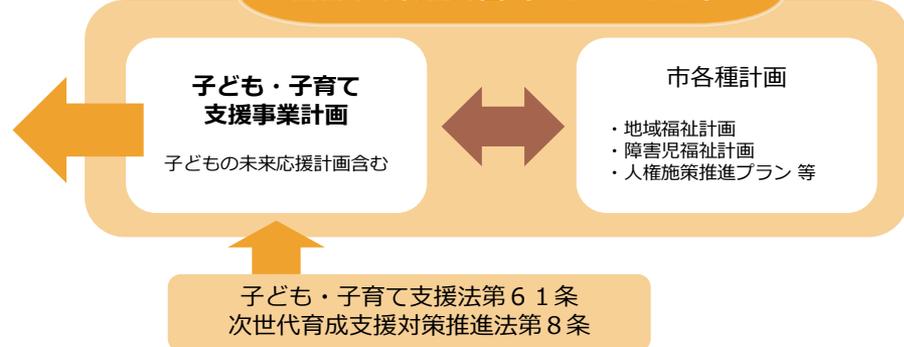
教育・保育の量の見込み  
地域子ども・子育て事業の量の見込み

調査目的

根拠法上、「量の見込み」と「確保の方策」を定める必要があり、すべての子どもが健やかに成長できる支援体制を整えるため

- 平成27年3月策定：第1期四日市市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：H27～H31）
- 令和2年3月策定：第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：R2～R6）  
※本計画の上位計画に「四日市市総合計画」があり、その他関連計画との整合を図りながら策定

四日市市総合計画（R2～R11）



子ども計画策定の経緯等

本市の現行計画（第2期子ども・子育て支援事業計画）は、計画期間が令和6年度までであり、令和5年度から次期計画策定を進め、令和6年度に次期計画を策定する予定であった。子ども基本法の施行や子ども家庭庁の設置など、子どもに関する政策がより一層重要視・強化され、「子ども大綱」が令和5年に閣議決定される見通しとなっており、市町村においても「子ども計画」の策定が努力義務として定められた。本市においても子ども政策を総合的により一層推進するため、国の動向を踏まえながら、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で、本市の実情に合わせた新たな計画「四日市市子ども計画（仮）」を策定する。

・四日市市子ども・子育て支援事業計画の計画期間



子ども計画策定に向けた調査（令和5年度実施）

- 過去の計画策定時に実施した調査及び国の「子ども大綱」の内容を踏まえ施策を検討するために必要な調査を実施する。

資料番号	調査名	主な目的	調査対象者	サンプル数	調査方法	調査の主な位置付け	前回調査有無
①	子ども施策検討に関する調査	子ども計画策定にあたって、子ども・若者の意見を反映した施策を検討するため、意見聴取を行う。	中学3年生 高校2年生	約6,600人	学校配布／WEB回答 （1月実施予定）	子ども大綱 子どもの居場所づくり指針	×
②	【小学生低学年保護者対象】量の見込み等調査	学童保育等の利用希望調査を行い、今後の事業計画を策定するための基礎資料とする。	小学1～3年生の保護者	約7,300人	学校配布／WEB回答 （1月実施予定）	子ども子育て支援事業計画 子ども大綱	△
③	【未就学保護者対象】量の見込み等調査	保護者の教育・保育、子育て支援に関する「現在の利用状況」と「今後の利用希望」調査を行い、今後の事業計画を策定するための基礎資料とする。	0～5歳児の保護者	抽出3,500人	郵送配布／郵送回収 （1月実施予定）	子ども子育て支援事業計画	○
④	子どもの生活実態調査	子どもと保護者をめぐる生活の状況や支援ニーズについて、当事者自身に直接尋ねることなどで実態を把握する。	小学5年生、中学2年生の生徒とその保護者	約10,300人	学校配布／学校回収 （11～12月実施予定）	子どもの未来応援計画 （子どもの貧困対策計画）	○



子ども計画の策定（令和6年度実施）

- 令和5年度調査をベースに、子育て支援活動団体へのアンケート・ヒアリングを実施
- 子どもの意見を聴く機会としてワークショップを開催
- 令和5年度調査結果、ヒアリング、ワークショップや国・県、先進事例などを踏まえて、計画を策定
- パブリックコメントにて意見聴取を実施
- 令和6年度末に公表

・四日市市こども計画（仮）策定のスケジュール

令和5年度 調査と年末に国が策定する「こども大綱」の内容をみながら、「四日市市こども計画（仮）」の策定に向けて検討を進める

令和6年度 調査結果とヒアリング等の調査を実施しながら、計画を作成し、年度内に策定する

